

## 細胞診断委託契約書

〇〇〇〇クリニック(以下「甲」という)と医療法人董甲会(以下「乙」という)との間に細胞診断の委託に関して、下記の通り契約を締結する。

### 記

#### 第1条(本サービスの内容)

甲は、甲状腺細胞診標本の細胞診断を乙に委託し、乙は覚道健一細胞診専門医の診断管理のもと、診断結果を甲に報告する。

#### 第2条(契約期間)

本契約の契約期間は次の通りとする。

自 2015年〇〇月〇〇日  
至 2016年〇〇月〇〇日

#### 第3条(契約診断料)

本契約における検査項目及びその単価は、内訳書のとおりとする。

#### 第4条(検査依頼)

甲は、乙に診断を依頼するときは、診断を依頼する結節ごとに所定の依頼書に所要事項を記入し、標本登録 Web サイトに所要事項を入力して委託するものとする。

#### 第5条(標本送付)

1. 甲は、乙の指定する場所に標本を送付するものとする。送付方法は甲・乙協議のうえ定める。送付の費用は甲が負担するものとする。
2. 甲は、標本送付中に標本が破損しないよう適切に梱包する。甲は診断依頼リスト、結節ごとの依頼書、Web サイトへの標本登録、ならびに発送標本が一致していることを確認する義務を負う。
3. 乙は、標本到着後に、甲からの診断依頼リスト、結節ごとの依頼書、Web サイトへの標本登録、到着標本が一致し、かつ標本の破損がないことを確認する。これらいずれかに不足を認めた場合、ならびに標本の破損を認めた場合は、乙は標本受け取りの当日または翌営業日に甲に連絡する。標本到着時の標本の不足、ならびに破損に対して乙は一切責任を負わない。

#### 第6条(診断報告)

乙は、第4条の依頼書により所定の診断を行うこととし、標本到着日にもとづいて乙があらかじめ定めた報告日に結果を報告するものとする。診断報告書は所定の Web サイトから甲が PDF ファイルとしてダウンロードすることにより入手するものとする。ただし、やむを得ない理由により結果を報告できない場合、乙はその対応についてただちに甲と協議をするものとする。

#### 第7条(標本返却)

1. 乙は、第6条の診断報告が完了次第、速やかに甲の指定する場所に標本を返却するものとする。返却方法は甲・乙協議のうえ定める。返却の費用は甲が負担するものとする。
2. 乙は、標本返却中に標本が破損しないよう適切に梱包する。乙は診断依頼リスト、結節ごとの依頼書、ならびに返却標本が一致していることを確認する義務を負う。
3. 甲は、標本返却後に、乙から返却された診断依頼リスト、結節ごとの依頼書ならびに標本が一致し、か

つ標本の破損がないことを確認する。標本到着時の標本の破損については、輸送中の破損とみなし、乙は一切責任を負わない。標本に不足を認めた場合は、甲は標本受け取りの当日または翌営業日に乙に連絡する。乙はその対応についてただちに甲と協議をするものとする。

#### 第 8 条(標本の紛失、破損)

乙は、第 5 条の標本送付が正しくなされたことを確認ののち、第 7 条の標本返却作業までの取り扱い中に発生した標本の紛失ならびに破損については、甲にただちに報告し、その対応について甲と協議をするものとする。

#### 第 9 条(請求及び支払)

1. 乙は、毎月末日に診断料の 1 か月分を取りまとめた上、請求書を所定の Web サイトにアップロードし、電子メールで請求書発行の通知を行う。
2. 甲は、請求を受けた当該月の請求額を一括して当該月の翌月末までに銀行振込で乙に支払うものとする。

#### 第 10 条(契約の解除)

1. 甲または乙は、本契約の有効期間中であっても 1 か月前に書面による予告をして本契約を解約することができる。
2. 甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反したとき、何らの通知催告を要しないで本契約を即時解約することができる。

#### 第 11 条(設備等の準備、維持及び ID・パスワードの管理)

1. 甲は、本サービスの利用にあたり、必要となる通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する全ての機器の準備および回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入等について、自己の費用と責任において行うものとする。
2. 甲が用いた通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器、電気通信回線、インターネット接続サービスなどの不具合等によって、甲が本サービスを受けられなかったとしても、乙は何らの責任も負わない。
3. 甲は、乙が発行した ID・パスワードを善良な管理者の注意をもって保管・管理するものとし、甲に発行された ID・パスワードによる行為は、甲の行為とみなすものとする。甲による ID・パスワードの管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によって甲が損害を被ったとしても、乙は一切責任を負わないものとする。

#### 第 12 条(協議および変更)

1. 甲または乙が本契約に定めのない事項等に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持って協議のうえ解決するものとする。
2. 契約内容及び取引条件等の変更が必要となった時は、甲及び乙は協議のうえその内容を変更することができる。

#### 第 13 条(契約の更新)

本契約期間満了 1 か月前までに当事者の一方からの解約の意思表示がない場合には、本契約は同一条件をもって自動的に更新するものとし、以後これに準じる。

#### 第 14 条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約の実施の過程で知りえた双方の機密を本契約の有効期限に関わりなく秘匿しな

ければならない。

2. 甲及び乙は、本契約により知り得た診断に関わる個人情報について法令及び社内規定等に従い保護管理をするものとする。

#### 第 15 条(情報のバックアップ)

乙は、本サービスで使用するデータについて、安全に管理するよう努めるが、本サービスが、本質的に情報の喪失、破壊等の危険が内在するインターネット通信網を利用した電磁的サービスであることに鑑みて、甲は、診断報告書を自らの責任においてバックアップするものとする。当該バックアップを怠ったことによって甲が被った損害について、乙は、データの復旧を含めて、一切責任を負わない。

#### 第 16 条(本サービスの中断)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することがある。

1. 本サービスの提供に必要なシステムやサーバー等の設備の一部もしくは全部につき、システム拡張、メンテナンス等を行うためこれらを停止させる場合
2. 本サービスの提供に必要なシステムやサーバー等の設備の障害を補修する場合
3. 第三者からの不正アクセスを受けた場合等、乙が、本サービスを中断する合理的理由が認められると判断した場合
4. 天災、地変等の非常事態が発生し、ないし発生するおそれがある場合
5. 乙が利用する電気通信設備の障害等、やむを得ない事由が生じた場合
6. 電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止した場合
7. その他、乙が本サービスの提供の全部または一部を中止することが必要であると判断した場合

2. 第1項の規定により本サービスの提供を中断するときは、乙は原則としてあらかじめその理由、提供を中断する日時及び期間を甲に通知する。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではないものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙各々 1 通を保有する

2015 年〇〇月〇〇日

甲           〒000-0000  
              〇〇県〇〇市〇〇 9-99-99  
              〇〇〇〇クリニック  
              院長 〇〇〇〇

乙           〒535-0031  
              大阪市旭区高殿 4-22-26  
              医療法人董甲会  
              理事長 岡本泰之